

事業番号B-16

施策・事業シート(概要説明書)

独立行政法人名	建築研究所		事業名	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等					
担当法人内組織名	構造研究グループほか		事業開始年度	平成13年度					
担当府省・局・課名	国土交通省大臣官房技術調査課		作成責任者	技術調査課長 横山晴生					
規制法令(具体的な条文(○某〇項など)も記載)	独立行政法人建築研究所法 第12条第1号～第5号及び第7号		関係する通知、計画等	第三期科学技術基本計画 (平成18年3月28日閣議決定)					
実施方法									
<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施									
<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:)									
<input type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先: 実施主体:)									
<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()									
事業/制度概要	目的(何のために)	建築基準法、住宅品質確保法、省エネルギー法などに基づく国の技術基準等の作成や、関連技術政策の立案に反映するため、住宅・一般建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ基盤的な研究開発を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献する。							
	対象(誰/何を対象に)	国民生活や経済活動の基盤となる住宅・一般建築・都市に係る耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術に関する調査、試験、研究及び開発等。							
	事業・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣から指示された中期目標に基づき中期計画及び年度計画を定め、42名の研究者（うち34名が博士）を中心に、世界最大規模の実大構造物実験棟（建築物の耐震安全性を実大試験体を用いて実験する施設）をはじめ所内の高度な実験施設を活用して研究開発を効率的に実施している。 ・研究成果は、建築基準法、住宅品質確保法、省エネルギー法などの技術基準や解説書等に反映され、それらが民間の技術開発や設計・施工の現場に活用されることにより、国民の安全の確保・向上、健康的で快適な居住空間の実現、省エネルギーや環境への配慮等の持続可能性の確保、消費者への安心の提供など、我が国の住宅・一般建築・都市の質の確保・向上に貢献している。 ・なお、社会的要請の高い課題として中期目標に示された重点的研究開発課題の実施にあたっては、開始前・中間段階・終了後において、外部の専門家・有識者（建設業界・住宅産業界代表を含む）で構成される評価委員会による研究評価を実施し、評価結果を建築研究所ホームページで公表している。 							
	実施体制	構造研究グループ(12人)、環境研究グループ(6人)、防火研究グループ(7人)、材料研究グループ(5人)、建築生産研究グループ(6人)、住宅・都市研究グループ(6人) ※上記のほか、総務・企画部門の職員が研究開発等を支援している。【平成22年4月1日現在】							
コスト	平成21年度予算額	1,058 百万円	国費等(A)	運営費交付金	1,672 百万円				
	事業費			施設整備費補助金	85 百万円				
	人件費			○○補助金	百万円				
	総 計			○○委託費	百万円				
				その他()	百万円				
				自己収入(受託収入等)	168 百万円				
これまでの事業実績(単位:百万円)	年 度	総 額		備考(契約の実績等)					
	H19(決算額)	2,019		<ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない契約: 比率52% (金額ベース)、代表例: 換気システム性能実験設備冷却装置更新 ・競争性のある契約先例: (株)朝日工務店【床衝撃音試験棟増築工事】 					
	H20(決算額)	2,201		<ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない契約: 比率3% (金額ベース/件数は8件)、代表例: ガス、電話、後納郵便 ・競争性のある契約先例: 大創建設(株)【建築研究所実験棟耐震改修工事】 					
	H21(予算)	1,925		<ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない契約: 比率6% (金額ベース(見込み)/件数は9件)、代表例: ガス、電話、後納郵便 ・競争性のある契約先例: (株)大西熱学【実大建築部材劣化環境再現装置整備】 					
	H22(予算)	1,866							
平成22年度事業費内訳 (補助金の場合に負担割合等を記入)	運営費交付金 1,600百万円 施設整備費補助金 98百万円 受託収入等 168百万円 合計 1,866百万								
事業実施状況	【活動指標名】/ 年度実績・評価			単位	H19年度 H20年度 H21年度				
	実施研究課題数(重点的研究開発課題・基盤研究課題の合計)			課題	40 42 41				
	発表論文数			報	506 492 401 (H21.10月末時点)				
予算執行率			%	100	100 100				

事業番号B-16

施策・事業シート(概要説明書)

独立行政法人名	建築研究所	事業名	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等																						
担当法人内組織名	構造研究グループほか	事業開始年度	平成13年度																						
担当府省・局・課室名	国土交通省大臣官房技術調査課	作成責任者	技術調査課長 横山晴生																						
事業/制度の必要性	<p>建築研究所は、国による建築基準法、住宅品質確保法、省エネルギー法などに基づく技術基準等の作成や、関連技術政策の立案に反映するため、住宅・一般建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ基礎的な研究開発を行っており、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに不可欠なものである。</p>																								
他の主体(国、自治体、他省法、民間等)による類似事業	<p>民間は、国の技術基準等を踏まえ、収益性向上の観点から、個々の新製品(構造、材料、設備等)の開発や自社のコストダウン、工期短縮等につながる施工法の開発などの技術開発を行っている。</p> <p>したがって、住宅・一般建築・都市に係る新たな国際的技術基準の作成等に反映するための研究や、自らの技術開発力が不足している中小事業者・専門事業者向けの汎用性の高い技術開発等、建築研究所が行う研究は、利益追求を基本とする民間企業には実施する動機がないものである。また、国の技術基準等へ反映するという性質上、公平中立な立場が求められるとともに、建築物の耐震安全性を実大試験体を用いて実験する施設など民間にない高度又は大規模な実験施設を要するものであるという面でも、民間が実施することは困難なものである。</p>																								
他の主体(国、自治体、他省法、民間等)との連携・役割分担	<p>国に対しては、建築基準法、住宅品質確保法、省エネルギー法などに基づく技術基準の作成や、関連技術政策の立案に反映させるため、現象や発生のメカニズムの解明、建築性能に関する評価法・検証法やそれらを裏付ける豊富なデータなど研究成果等に基づく技術的知見を提供するとともに、技術基準の作成に参画している。</p> <p>自治体や民間に対しては、研究成果等に基づき、国の政策に沿った形で技術の普及への協力や技術指導、技術情報の提供を行っている。</p> <p>また、建築に関する民間企業と建築研究所の共同研究にあたっては、研究計画、実験結果の評価・検証、理論的な整理、成果とりまとめは「建築研究所」、現場データの提供や要素技術の提案は「民間」という役割分担の下、費用を各々が負担して実施している。共同研究は、「民間」として、建築研究所にしかない実験施設の活用、個別の要素技術の総合的な技術開発の中での実用化等のメリットがあり、民間による工法・工事種別ごとのマニュアルの作成などに結びついている。一方、「建築研究所」にも、民間からの実態調査への協力や実証実験用のサンプル建築物の提供等を受けられる等のメリットがあり、実際の施工実態に即して研究成果をとりまとめ、国の技術基準等の検討に資するという面で有益である。</p> <p>こうした枠組み及び役割分担により、住宅・一般建築・都市における良好な社会的資産形成に貢献している。</p>																								
中期目標における記載	<p>第二期中期目標(平成18~22年度)</p> <p>2(1)研究開発の基本方針 研究所は、建築研究所法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画、国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画を踏まえるとともに、建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民のニーズを的確に受けとめ研究開発等を行い、優れた成果の創出により社会への還元を果たすこと。</p>																								
中期計画における記載	<p>第二期中期計画(平成18~22年度)</p> <p>1(1)研究開発の基本方針 研究開発の基本方針として、第一に、科学技術基本計画、国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画と政策ニーズの動向を踏まえ、安全・安心で質の高い国民生活の実現、地球環境・地域環境の保全、人口減少社会の到来及び少子・高齢化の進展など社会・経済の大きな構造的変化とそれに伴う社会的・国民的ニーズに的確に応える建築・住宅・都市分野の研究開発に重点的かつ集中的に取り組む。</p>																								
2.1年度計画における記載	<p>1(1)研究開発の基本方針</p> <p>①中期計画に示す重点的研究開発課題に該当する研究開発を推進するため、本年度においては、別紙一に示す個別研究開発課題(新規11課題、継続4課題)を的確に実施する。また、研究所として、重点的研究開発課題の進捗状況を適切に管理する。②①の重点的研究開発のほか、萌芽的研究、基礎的・先導的な研究、地道な研究などの基盤研究について、中長期的視点に立ち計画的に実施する。</p>																								
目標達成状況(中期目標等に係る指標の達成状況等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【成果指標名】 / 年度実績・評価</th> <th>単位</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築研究所が作成に参画した主な国際標準化規格の数(公布ベース)</td> <td>件</td> <td>56 (耐震構造関連等)</td> <td>25 (改正省エネ法関連等)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>査読付論文数(目標60報以上)</td> <td>報</td> <td>68</td> <td>81</td> <td>33 (H21.10月末時点)</td> </tr> <tr> <td>ホームページアクセス件数(目標300万件以上)</td> <td>件</td> <td>327万</td> <td>497万</td> <td>481万</td> </tr> </tbody> </table>					【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度	建築研究所が作成に参画した主な国際標準化規格の数(公布ベース)	件	56 (耐震構造関連等)	25 (改正省エネ法関連等)	5	査読付論文数(目標60報以上)	報	68	81	33 (H21.10月末時点)	ホームページアクセス件数(目標300万件以上)	件	327万	497万	481万
【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度																					
建築研究所が作成に参画した主な国際標準化規格の数(公布ベース)	件	56 (耐震構造関連等)	25 (改正省エネ法関連等)	5																					
査読付論文数(目標60報以上)	報	68	81	33 (H21.10月末時点)																					
ホームページアクセス件数(目標300万件以上)	件	327万	497万	481万																					
事業/制度の自己評価と独立行政法人評価委員会による評価	<p>【自己評価】 平成20年度の建築研究所は、住宅設備の消費エネルギー量の計算手法の開発等に取り組み、その成果は改正省エネ法の技術基準などに反映された。</p> <p>【国土交通省独立行政法人評価委員会評価結果】 平成20年度の業務運営評価の総合評価では、「民間が手がけにくいが国民生活に影響を与えるテーマである気候変動等に伴う環境問題、人口減少社会、震災復興をはじめ、社会的要請が高い課題について重点的な研究開発を推進し、多くの成果をあげている」などとして、4段階評価の中で最高位の「極めて順調」と評価とされた。また、研究開発のほか、四川大地震の災害調査と復興支援等国際協力に取り組んだこと等が「特筆すべき実績状況にある」と評価された。研究開発等に関する評価項目(9項目)の評定は、5段階評価の中で最上級の評定5が3項目、評定4が5項目、評定3が1項目であった。</p> <p>【政策評価・独立行政法人評価委員会】 特になし。</p>																								
国外での類似事業の例	<p>諸外国においても、住宅・一般建築に関する性能水準の確保は国の責務として、国自らまたは一定の関与のもとに研究所を設置し、国の技術基準等につながる研究を推進している。</p> <p>アメリカ：連邦政府標準技術庁建築・防火研究所 イギリス：建築研究機構 フランス：建築科学技術センター カナダ：国立研究院建築研究所</p>																								
過去の改革等における指摘事項(整理合理化計画等)	<p>建築研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相連・役割分担等の明確化を図る。第2期中期計画期間の中間年度(平成20年度)に、社会的要請を再検討し、重点的研究開発課題を見直す。【19年12月整理合理化計画】</p> <p>(整理合理化計画を踏まえ、平成20年度に、役割分担を踏まえつつ、中期目標に示された重点的研究開発課題に研究を重点化するとともに、社会的要請の変化に即して、従来18あった重点的研究開発課題のうち6課題を「低炭素社会の構築」「住宅等の長期使用」「超高層建築物の安全対策」「アスベスト対策」の4課題に再編)</p>																								
備考事項(事業/制度の沿革、事業の効率化に向けた取組み、昨年の事業仕分けにおける指摘事項及びその対応等)	<p>【沿革】昭和17年の旧大蔵省営繕課建築研究室としての発足以来、初期における官庁営繕工事のための技術開発から、住宅・建築物に関する国の技術基準の作成への支援などに重点を移しつつ、時代とともに変化する社会・国民のニーズに的確に対応して建築分野の研究開発を実施。平成13年には独立行政法人に移行。</p> <p>【事業の効率化に向けた取組み】平成20年度に中期計画を見直し、重点的研究開発課題を大幅に再編した。また、随意契約の見直し(52%(H19)→3%(H20); 金額ベース)、一般管理費の削減(△3%/年)、研究者業績評価システムの導入(H20-)などにも取り組んだ。</p>																								

I 事務・事業のスキーム

（1. 目標）

中期目標(大臣からの指示)に基づき、中期計画を策定し、研究開発を推進

- ア) 安全・安心で質の高い社会と生活の実現
- イ) 持続的発展が可能な社会と生活の実現
- ウ) 社会の構造変化等に対応する建築・都市の再構築
- エ) 情報化技術・ツールの活用による建築生産の合理化と消費者選択の支援

（2. 研究の実施）

例1 大地震による建築物の損傷度を推定するための実験



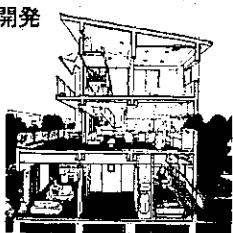
⇒ 被災後の構造・仕上・設備の修復性に関する性能基準の整備に反映

例2 省エネルギー性能に関する実験住宅



⇒ 住宅エコポイント制度の技術基準に反映

例3 既存建築ストックの再生・活用手法の開発



⇒ 改修・空間拡大等に関する技術マニュアル

（3. 研究成果の国際標準への反映）

3-1 国の技術基準

- i) 問題解決、ii) 品質・性能の向上、iii) 新技術対応などを目的に策定

建築基準法の技術基準

住宅品質確保法の性能基準

省エネ法の判断基準

日本工業規格(JIS)

・日本農林規格(JAS)

・公営住宅整備基準

3-2 国の技術基準の解説書等

3-3 マニュアル等
建研作成の中小事業者も使える

3-4 建研が公表する論文等

3-5 建築学会規準・仕様書等

3-6 工法・工事種別マニュアル等
共同研究を基にした民間作成の

（4. 民間での活用）

国際標準等を踏まえ、

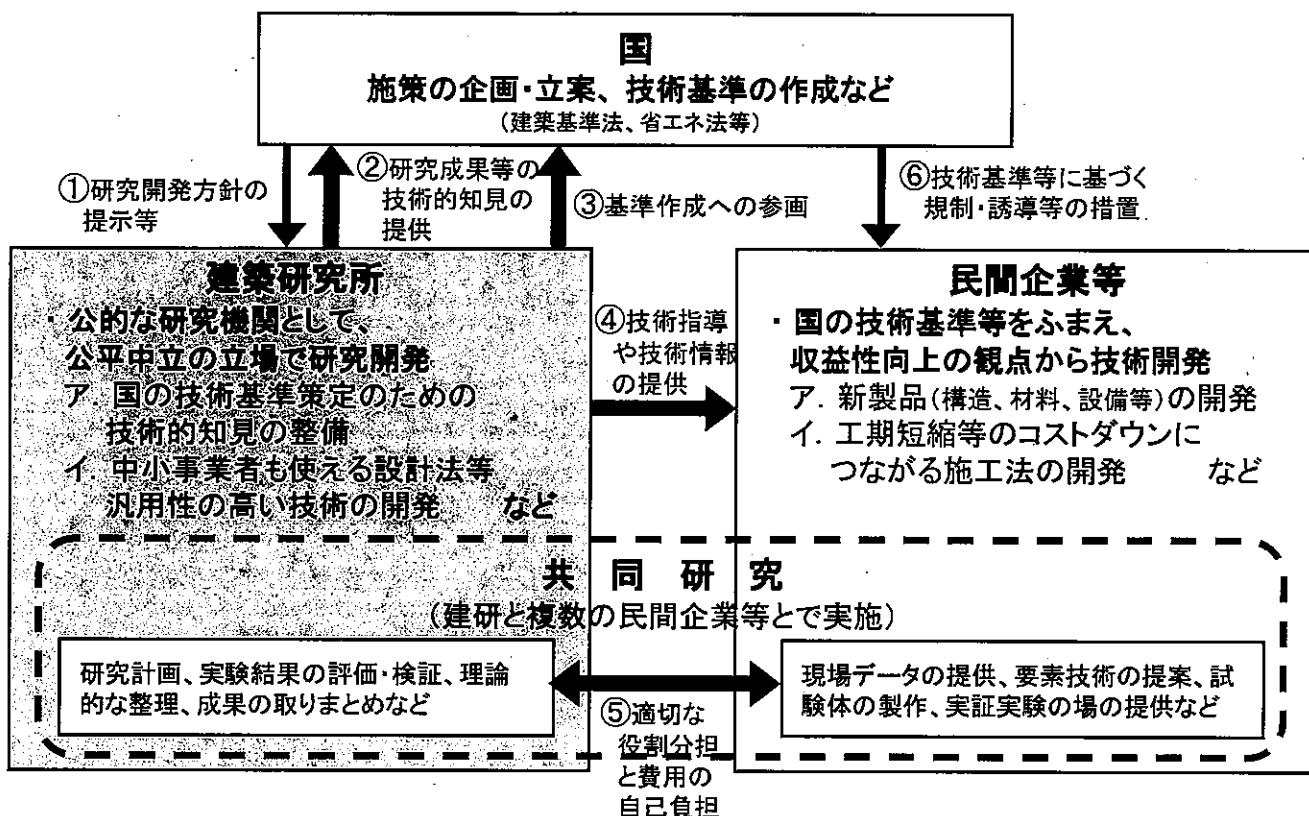
- 4-1 住宅・一般建築の設計・施工
- 4-2 民間に於ける技術開発

住宅・一般建築・都市の質の確保・向上

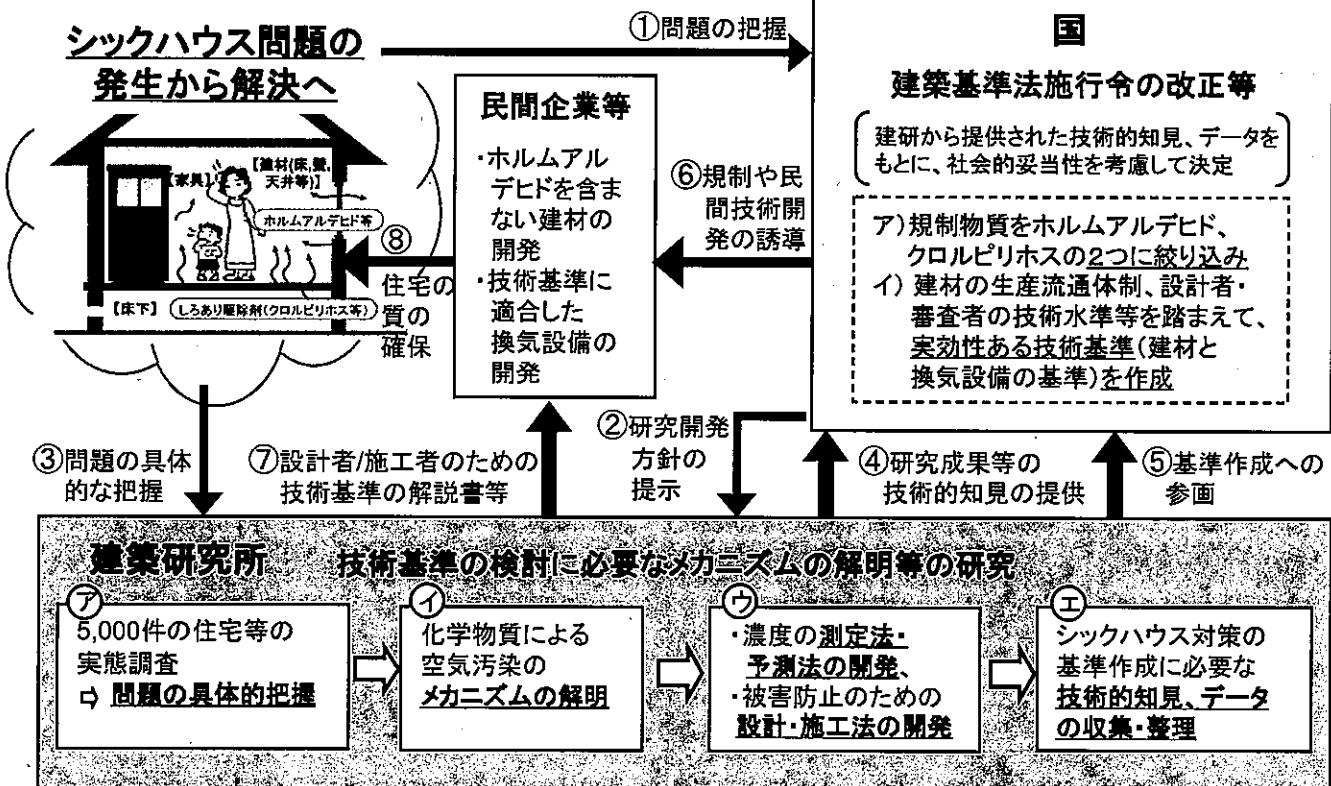
- ア) 安全の確保・向上 イ) 健康的で快適な居住空間の実現
- ウ) 省エネや環境への配慮等持続可能性 エ) 消費者への安心の提供 など

（5. 最終アウトカム）

II 国、民間、建研の役割分担



III 研究成果の反映事例



(行革担当部局用)

事業番号 B-16

論点等説明シート（行革担当部局用）

独立行政法人名	建築研究所
事 業 名	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等

論点等

1. 建築基準等の作成・改定等国が実施する施策のために必要となる研究や実験は、国、独立行政法人の間でどのように分担するのが最も適当か。
(国土交通省の機関である国土技術政策総合研究所においても建築に関する研究を行っているが、建築研究所との役割分担は明確か。)

(建築研究所の研究開発課題例)

- ・建築・コミュニティのライフサイクルにわたる低炭素のための技術開発
- ・機能要求に対応したリスク評価に基づく建築物の火災安全検証法の開発
- ・建築物の長期使用に対応した材料・部材の品質確保・維持保全手法の開発

(国土技術政策総合研究所のプロジェクト研究例)

- ・低炭素・水素エネルギー・システム活用社会に向けた都市システム技術の開発
- ・建築空間におけるユーザー生活行動の安全確保のための評価・対策技術に関する研究
- ・多世代利用型超長期住宅及び宅地の形成・管理技術の開発

2. 民間との共同研究においては、費用及び成果は合理的な分担となっているか。

独立行政法人の概要（その1）

NO.	77	所管	国土交通省	法人名	建築研究所	職員の身分	非公務員
-----	----	----	-------	-----	-------	-------	------

法人概要	国土交通大臣から指示された中期目標に基づき中期計画及び年度計画を定め、国が実施する技術基準の作成や関連行政施策の立案等に反映できる研究を実施するなど、建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図る。						
沿革	昭17.12 大蔵省大臣官房營繕課建築研究室 → 昭21.4 戦災復興院総裁官房技術研究所 → 昭23.1 建設院第二技術研究所 → 昭23.7 建設省建築研究所 → 平13.1 国土交通省建築研究所 → 平13.4 独立行政法人建築研究所						
事業名	概要						
事業の概要	<p>建築及び都市計画に関する技術に関する調査、試験、研究及び開発等</p> <p>建築基準法、住宅品質確保法、省エネルギー法などに基づく国の技術基準の作成や、関連技術政策の立案等に反映するため、国土交通大臣から指示された中期目標に基づき中期計画等を定め、住宅・一般建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ基盤的な研究開発を行う。</p> <p><具体的な研究例></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全・安心で質の高い社会と生活の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・超高层建築物等の安全対策の高度化に向けた技術と災害後の機能維持・早期回復に関する技術の開発 イ 持続的発展が可能な社会と生活の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会に向けた住宅・建築・都市分野におけるエネルギー需要供給技術の深化と普及手法の開発 ウ 社会の構造変化等に対応する建築・都市の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の長期使用に向けた生産・維持管理・流通にわたる技術の開発 エ 情報化技術・ツールの活用による建築生産の合理化と消費者選択の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ICタグを利用した建築物に係る履歴情報の管理・活用技術の開発 <p>等</p> <p>地震工学に関する研修生への研修</p> <p>開発途上国等における地震防災対策の向上に資するため、国土交通大臣から指示された中期目標に基づき中期計画等を定め、地震工学に関する研修を行い、開発途上国等の技術者等を養成する。</p>						
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
役員総数(官庁OB数)(10.1時点)	4 (1)	4 (1)	4 (0)	4 (0)			
常勤役員数	3 (1)	3 (1)	3 (0)	3 (0)			
非常勤役員数	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)			
常勤職員数(官庁OB)(現役出向)(1.1時点)	94	94	92	87 [0] (28)			
非常勤職員数(官庁OB)(4.1時点)	32 (0)	38 (0)	53 (0)	66 (0)			
個人年賃ボストの官庁OB数(H2.12.1時点)(廃止予定ボスト)		0 (0)					
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴別)	107.0 (104.9)	97.9 (96.4)	97.0 (96.5)	— (—)			
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴別)	105.7 (104.6)	103.9 (102.9)	101.1 (101.6)	— (—)			
国からの財政支出額の推移(百万円)	年度	平成19年度(当初)	平成20年度(当初)	平成21年度(当初)	平成22年度(政府表)		
	一般会計	2,135	2,098	2,099	2,026		
	うち運営費交付金	2,045	2,011	2,011	1,924		
	うち施設整備費補助金	90	87	85	98		
	うちその他の補助金等			3	4		
	特別会計						
	うち運営費交付金						
	うち施設整備費補助金						
	うちその他の補助金等						
	合計	2,135	2,098	2,099	2,026		
支出予算額の推移(百万円)		2,330	2,293	2,298	2,224		
収入予算額の推移(百万円)		2,330	2,293	2,298	2,224		
国の財政支出/収入予算額(%)		92%	91%	91%	91%		
財務データ	資本合計	15,425	うち流動資産	539			
(平成20年度・百万円)	負債合計	850	純資産合計	14,575	うち利益剰余金	73	
(参考)事業仕分けにおける指摘事項等							
【項目名】							
【評決】							
【反映の状況】							
【項目名】							
【評決】							
【反映の状況】							

独立行政法人の概要（その2）

NO. 77 所管 国土交通省 法人名 建築研究所

○事務・事業の構造等（平成21年度）

(金額：百万円)

事務・事業名	・事務・事業のスキーム (個別事業分類ごとの 決定スキーム、関係法規等)	支出予算額 (平成21年度合計)	収入予算額 (平成21年度合計)		特定関連会社・公益法人への支 (平成21年度合計)	
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額
建築及び都市計画に 係る技術に関する調 査、試験、研究及び 開発等	建築基準法、住宅品質確保法、 省エネルギー法などに基づく國 の技術基準の作成や、関連技術 政策の立案等に反映するため、 国土交通大臣から指示された中 期目標に基づき中期計画等を定 め、住宅・一般建築・都市に關 する耐震、火災安全、省エネルギー、 環境配慮、居住性向上等の 技術について、行政と連携を 図りつつ基盤的な研究開発を行 う。その実施にあたっては外部 研究評価を実施するとともに、 成果の普及にも努めている(建 築研究所法第12条第1号～第5 号・第7号)。	1,925	合計	1,925	(社)建築研究振興 協会	5
			運営費交付金	1,672	(社)日本建築構造 技術者協会	2
			施設整備補助金	85	(財)住宅都市工学 研究所	11
			自己収入	(受託収入等)	168	
地震工学に関する研 修生への研修	開発途上国等における地震防災 対策の向上に資するため、国土 交通大臣から指示された中期目 標に基づき中期計画等を定め、 JICAと連携して地震工学に關す る研修を行い、開発途上国等の 技術者等を養成する(建築研究 所法第12条第6号・第7号)。 なお、地震工学に関する研修生 への研修に関する関係機関の事 務の連絡調整は、国土交通省設 置法第4条第127号による。	373	合計	373	(財)ベターリビング	3
			運営費交付金	339		
			自己収入	(受託収入等)	34	
			合計			
			運営費交付金			
			施設整備補助金			
			○○費補助金			
			○○委託費			
			自己収入	()		
			合計			
			運営費交付金			
			施設整備補助金			
			○○費補助金			
			○○委託費			
			自己収入	()		

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

〈平成21年度予算合計〉

(金額：百万円)

会計	合計	<input checked="" type="checkbox"/> 特別会計	<input checked="" type="checkbox"/> 特別会計	<input checked="" type="checkbox"/> 特別会計
特別会計	法火合計			
		該当なし		

ワーキンググループB

(事業番号) B-16

(項目名) 研究・調査事業

(法人名) 建築研究所

建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究
及び開発等

評価者のコメント

- 国の技術基準の策定のための研究に特化すべき。民間の活用、役割分担も推進すべき。独法か国が実施すべきかという論点では、独法が実施すべきと考える。
- コストを考慮し、民間や大学等ができる調査・研究はそちらに委ねる。当該研究所でしかできないものに特化。
- 国総研との役割分担について透明化は必要。この独法にしかない研究の強みを生かして自己収入を拡大するべき。
- 不断の事業見直しは必要。
- 建研の基準作成型独法の存在を認めてよいが、現在の規模のままでは非効率な事務管理部門が残るので、再編又は国への移管が必要である。研究開発独法の全体を見直して再編すべきである。
- 目的がはっきりした調査、試験、研究及び開発であり、民間又は他の公益法人に競争的に行わせる(入札)など研究所として独立した法人で行う理由はない。
- 基準作成に必要な研究に絞りつつ、実施主体はこの独法に限らなくてもよいように思う。
- 基準作り自体は本省でやるべき。そのための研究については、競争的な入札による事業者選定を行うべき。そうすればコスト効率はよくなる。
- 基準づくりに特化すると、必ずしも独立行政法人格を持つ必要はない。関連する(例えば新工法に基づく基準づくり)研究は、公募すれば様々な資源を活用できる。
- 基準作りについては国へ戻す。

- 国の機関とした上で基準作成に特化した事業を行う。
- 研究自体は必要。国に戻す又は国総研との整理・統合等検討すべき。

WGの評価結果

建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等

当該法人が実施し、事業規模は縮減
ただし、独立行政法人改革の議論の中で、
基準作成関連とそれ以外の研究を整理しつ
つ、旧建設省系の他の研究所と併せてその
あり方を抜本的に見直す

<対象事業>

- ・ 国が実施機関を競争的に決定 4名
(事業規模 縮減 1名、現状維持 2名、拡充 1名)
- ・ 国等が実施 4名
(事業規模 縮減 2名、現状維持 2名)
- ・ 当該法人が実施 5名
(事業規模 縮減 3名、現状維持 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 自己収入の拡大 1名
- ・ ガバナンスの強化 2名

とりまとめコメント

当該法人が実施するが、事業規模は縮減とする意見が最も多かったが、国が実施機関を競争的に決定及び国等が実施とする意見も、それぞれ4名であった。

このため、当該法人が実施すると判断するが、基準作りなどの部分は国が直接実施するということも可能性としてはあること、更には、基準作り以外の部分について

ては、まさに民間の皆さんと競争的に国が研究の発注をするということもある。

そして、もう一点は、土木研究所についても言及されたが、6月以降、独立行政法人改革を抜本的に行うことになっており、その中で便宜的に分割されている旧建設省系の研究法人の在り方を抜本的に見直していただきたい。

すなわち、結論としては、現状として、当該法人が実施し、事業規模は縮減するとするが、選択肢、可能性は非常に幅広にあるということである。